

令和6年第17回教育委員会議事録

令和6年10月30日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 33 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 伊井 希志子

委 員 前田 小百合 委 員 大川 康 徳

出席説明員 事務局次長 生涯学習担当部長 岡本 勝 実 教育政策担当部長 松 尾 了
生涯学習担当部長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀 則
学校ICT担当課長

学務課長 森 令 子 特別支援教育課長 河合 義 人
就学前教育
支援センター所長

学校支援課長 中曾根 聡 学校整備課長 安川 卓 弘

学校整備担当課長 鈴木 伸 建 生涯学習推進課長 本橋 宏 己

済美教育センター 古林 香 苗 済美教育センター 加藤 則 之
所 長 統括指導主事

済美教育センター 清水 里 恵 済美教育センター 半野田 聡
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕 次

事務局職員 庶務係長 池田 佳 世 法規担当係長 中野 雄 介

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第56号 杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第57号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第58号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第59号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第60号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第61号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第6号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第62号 杉並区立南荻窪図書館外3施設の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第63号 杉並区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第64号 杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第65号 杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第66号 杉並区立中央図書館サービス業務受託者候補者選定委員会の設置について
- 議案第67号 杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準の一部改正

議案第68号 令和6年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価（令和5年度分）」について

（報告事項）

- （１）四宮小学校等校庭での釘等の発見と今後の対応について
- （２）学校運営協議会委員の任命について
- （３）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- （４）令和6年度「杉並区中学生海外留学事業（第12期）」の実施報告について
- （５）宮前図書館外8施設における指定管理者候補者の選定結果について

目次

議案

議案第56号	杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部 を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)	27
議案第57号	議会の議決を経た契約の一部変更について (区議会提出議案に関する意見聴取)	31
議案第58号	議会の議決を経た契約の一部変更について (区議会提出議案に関する意見聴取)	31
議案第59号	議会の議決を経た契約の一部変更について (区議会提出議案に関する意見聴取)	31
議案第60号	議会の議決を経た契約の一部変更について (区議会提出議案に関する意見聴取)	31
議案第61号	令和6年度杉並区一般会計補正予算(第6号) (区議会提出議案に関する意見聴取)	34
議案第62号	杉並区立南荻窪図書館外3施設の指定管理者の 指定について (区議会提出議案に関する意見聴取)	37
議案第63号	杉並区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指 定について (区議会提出議案に関する意見聴取)	37
議案第64号	杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指 定について (区議会提出議案に関する意見聴取)	37
議案第65号	杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティ ふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の 指定管理者の指定について (区議会提出議案に関する意見聴取)	38
議案第66号	杉並区立中央図書館サービス業務受託者候補者 選定委員会の設置について	39
議案第67号	杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準 の一部改正	6

議案第68号 令和6年度「教育に関する事務の管理及び執行 の状況の点検及び評価（令和5年度分）」につい て	9
---	---

報告事項

(1) 四宮小学校等校庭での釘等の発見と今後の対応につい て	16
(2) 学校運営協議会委員の任命について	20
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について . . .	21
(4) 令和6年度「杉並区中学生海外留学事業（第12期）」 の実施報告について	22
(5) 宮前図書館外8施設における指定管理者候補者の選定 結果について	24

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第17回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は對馬委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に大川委員との指名がございました。よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が13件、報告事項5件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第56号から65号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。また、議案第66号につきましては、杉並区情報公開条例第6条第1項第5号の規定による、区の意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第56号から66号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第12、議案第67号「杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準の一部改正」を上程いたします。私から内容を説明させていただきます。

教育委員会におきましては、先般大流行いたしました新型コロナウイルス感染症への対策等として、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催を可能とするため、令和3年に杉並区教育委員会会議規則の一部を改正するとともに、杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準において、オンラインによる教育委員会会議の出席について、必要な事項を定めたところでございます。

この基準の第3条におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、公開しないことと議決された事件については、委員がオンライン出席することができないとし

ておりました。ただし、この度同法の規定により非公開とする事件をご審議する場合におけるオンライン出席の取扱を改めるため、この基準を改正するというものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第3条のオンライン出席の要件の規定におきまして、第2項の規定を削除いたしまして、地教行法の規定により、非公開とする事件を審議する場合におきましても、委員がオンライン出席することを可能とするものでございます。

また、第5条の会議の不成立の規定におきまして、第3条の改正に伴い、非公開事件におけるオンライン出席委員が欠席することにより、教育長及び在任委員の過半数に達しなくなった場合は、会議を不成立とする旨の規定を削除してございます。

このほかの改正箇所につきましては、所要の規定を整備してございます。

最後に附則でございます。表紙から2ページお進みいただいて、下の方をご覧ください。

施行期日、書いてございます。令和6年10月30日といたしまして、本日の施行を予定してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、確認ございましたらお願いいたします。

前田委員 オンライン会議の設置ということで、とてもよい取組だと思っております。

私は特別区の人事・厚生事務組合教育委員会に出ていますけれども、そちらもオンライン会議というのができるようになっておりまして、私も仕事を途中抜けながら、そちらにも参加させていただいております。とても参加のハードルが低くなったなと思っております。

ちょっと確認なのですが、このオンライン会議はどのツールを使ってやられていましたでしょうか。

庶務課長 うちの場合には、Webexということで、セキュリティの一応内規といいますか、それを満たしているものとして、それを使っているものでございます。

前田委員 ありがとうございます。特別区はZoomを使っているのですけれども、この間、Webexで對馬さんがやられていて、回線が落ちやすいというのが気になる場所ですけれども、いろいろ是非トライしていただいて、引き続き皆さんと活発な議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 私もこのオンライン、積極的に活用していただけるといいと思うのですけれども、あらかじめリハーサルというか、接続のテストなどは予定されていますでしょうか。

庶務課長 まず、今、前田委員からも質問ございましたが、一応Webexというソフトウェアを使いますので、先般、教科書採択のときにちょっとトラブルがございましたが、我々としても事前にまずは教育委員会内部でちゃんと動作できるか確認した上で、各委員とはちょっと時間を前倒ししてつながっているかどうかの接続確認をした上で、本番に臨みたいと思っております。

大川委員 是非よろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 私も仕事でオンライン会議をよくやるのですけれども、やはり参加するときのマナーといいますか、ルールというのは結構大事にしていまして、例えば後ろが見えるような形で会議をしないであるとか、あと声が漏れないところでやるとか、例えば本当にイヤホンをつけてほかの人に声が漏れないようにとか、そういうあらかじめのルールを、言わずもがなですけど、一応そこは明示して確認した上でやっているのです、是非そういうところも気をつけていただいて、変なところに情報が漏れないようにということでご留意いただければと思っております。

庶務課長 今、指摘があった点、特に、もし秘密会ということでやる場合には、当然参加いただく委員の先生方には、なるべく人がいない個室みたいなところでやって、声のやり取りなども漏れないようにみたいなことはお願いするようになるだろうと思います。ちょっと事務方でもそういったところを整理して、実際に運用が次回からできるということになりますので、早急に注意点としてまとめたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、採決をお願いします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第67号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第67号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第13、議案第68号「令和6年度『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）』について」を上程いたします。引き続き、私からご説明を申し上げます。

令和6年度の管理及び執行状況の点検及び評価を実施しております。その結果について、報告書（案）、お手元に示しておりますが、内容をご説明させていただきます。

6年度につきましては、4年度から6年度のビジョン2022推進計画の2年目に当たるということで、令和5年度における事務の管理及び執行について評価をしたところでございます。この報告書については、後日区議会の方に提出する予定でございます。

まず、1番、点検及び評価対象につきましては、杉並区の教育ビジョン2022推進計画に掲げる全ての事業及び取組を対象としております。

次に、主な実施経過につきましては、本年5月から7月にかけて、教育委員会事務局の各部署が点検・評価を行った上で、8月19日、その内容の説明を学識経験者の方々と意見交換を行ったところでございます。

それでは、報告書について説明させていただきます。報告書の1ページをご覧ください。学識経験者につきましては、3番に記載のお二人にご意見、ご助言をいただいております。

今回の先生方でございますが、昨年度から点検・評価に協力いただいております元武蔵大学の人文学部教授、臨床心理士でもあります、現在、一般社団法人ジェイス代表理事の武田信子先生をお願いをし、もう1人は、文部科学省国立教育政策研究所生涯学習政策研究部の総括研究官であります志々田まなみ先生をお願いをしているところでございます。

次に、4「点検・評価の進め方」についてですが、教育委員会事務局の各部署が重点的に実施した事業及び推進計画の全ての基本方針・計画事業の点検・評価を実施したところでございます。

3 ページから 5 ページまでにつきましては、各課が重点的に実施した事業の点検・評価、7 ページからは推進計画に掲げる 4 つの基本方針及び 39 の計画事業ごとに点検・評価を行った調書となっております。

基本方針につきましては、指標の 5 年度実績と基本方針に対する評価を記載し、計画事業についても 5 年度の実績、計画事業全体に対する評価を記載しております。どのようなことを行い、それが計画事業の目的や基本方針、またビジョン 2022 にどのように寄与しているのか、課題は何かなどを記載しているところでございます。

学識経験者の方からの評価につきましては、報告書の 54 ページから 58 ページに記載がでございます。

概要でございますけれども、武田先生からは、計画事業によっては事実や数量のみの記述にとどまり、その成果や課題が不明確なものがあったなど、昨年の指摘に対して改善が見られたという点、更に、作成のプロセスにおいて評価をいただいております。

一方、うまくいかなかった事業、更には今後の課題、改善点を記述することで、真の評価表作成の意味が出てくるのではないかというご意見もいただいたところでございます。

一方、志々田先生からは 8 月 19 日に実施をいたしました意見交換会で課題や検討中の事業も含め多角的な目で評価できているというご意見をいただくとともに、各課の重点事業の取組について、評価すべき点、更には今後に向けての課題、それぞれ具体的かつ貴重なご意見をいただいたところでございます。

最後、59 ページに総括がございしますが、学識経験者評価におきまして、頂戴したご意見に対する教育委員会の取組の方向性を記載しております。

報告書の内容については、概要は以上でございます。

それでは、議案にお戻りいただいて、議案の最初のページのところに今後のスケジュールがございしますが、この内容については、第 4 回区議会定例会、11 月に開催される予定の文教委員会の中で報告をさせていただいて、教育委員会のホームページでも掲載する予定でございます。

説明については以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問ご

ございましたらお願いをいたします。

伊井委員 拝見させていただいて、先生方お二人からも昨年と改善されている点などのお話もいただいているので、皆様のご尽力にまずは感謝するところでございます。本当に大変だったのかなと思います。

細かいところよりも、ちょっと大きいことをお伺いしたいのですが、けれども、ここ数年拝見しているのとちょっとフォームが変わっていて、そのあたりがお二人からも評価された点なのかなと思うのですが、聞き取りの委員会などもなさったようですので、この表記の仕方とか、それから聞き取りの会議の内容につきまして、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

庶務課長 確かに何年か前と少しやり方を変える、または様式を変えるということで、少しずつ改善をしています。当然各先生方、外部委員の方に毎年参加していただいて、人は変わったりもしているのですが、なるべく分かりやすい内容でということで、そこを重点に、計画事業を1枚ごとにその事業の実態、更には各課自らがどういう形で評価をしたのかということを書いている、分かりやすく、この事業はこういう目的でこうやって目標はこうですと、それに対してどういう成果があって、こういう評価になっていますということをこの事業がずらっと書いてあるのですが、個票でこのように表現していったものでございます。

8月に各先生方からこの内容の細かい点なんかをいろいろご指摘いただいて、ちょっと詳しい内容がすぐぱっと出ないのですが、例えばなかなか思ったように計画が進んでいないのではないかとということがあれば、その理由なんかもお尋ねいただいたり、改善点、このようにしたほうが分かりやすいのではないかとということを具体的にいただいたと記憶しているところでございます。

ほかに、何か。

伊井委員 ありがとうございます。細かいところを幾つか、お伺いしますと、働き方改革のところがありますが、これに関しては、先生方の方からちょっと触れていらっしゃるのですが、例えば早く帰るようになられたとか、そういうことだけではなくて、本当に数字で、早く帰るようになったから本当に働き方改革になっているのかと言及されたというお話は、その評価の点検のあたりで志々田先生と武田先生の

方から触れられることはございましたでしょうか。

庶務課長 ページでいうと何ページに。申し訳ありません。

伊井委員 区立学校における働き方改革、50ページですね。

教育人事企画課長 8月の先生方からの指摘については、たしかご意見はなかったと思います。ここに特化してのお話はいただいてなかったかと記憶しています。

伊井委員 ここの最後の計画事業全体に対する評価というところは、それぞれの課でなさっていると思うのですが、プラス面だけではなくてというような志々田先生、武田先生からの記載のところに関するお話があったと思いますので、これをご覧になる方々は、できたことだけではなくて、できなかったことを更に表記されていると、来年、引き継ぎがということにも触れていらしたと思うのですが、いろいろな方がご覧になるときに、できたこともすごく大事ですし、私も感謝するところではあります。できなかったこととか、できていないことに関してもより具体的に記載がありまして、それがあることによって、次の年につながっていくのかなと思いますので、是非その点につきましても更にご検討いただけるといいのかなと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

庶務課長 今、ご指摘いただいた点、武田先生からも特にうまくいかなかった事業の原因分析をしっかりとやられて、次年度以降に生かすということも指摘されておりますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 私はこの点検・評価の結果については、もう本当に異論はなくて、よく点検していただいたかと思います。その上で読んでいて、ちょっと教えてほしいところが2点あります。

4ページの方針1と方針4、済美教育センターの関係で、方針4で「主体的に学び続ける教員の育成」という項目が立っています。ここから2つ、4ページでは150件を超える要請を受けてもろもろ研修を実施したとありまして、これは先生方のご意見を受けて研修を実施するというのはとてもいいことだ、すばらしいことだと思うのですが、これは具体的にどんなことがあったのか、ちょっと43ページの評価の方に実際にあまり反映されていない印象を受けたので、そこを教

えてほしいのが1点です。

それから、自己研さんですかね。43ページの方を見ると、自己研さんに励むことのできる環境を整えたところなのですが、働き方改革の関係でいうと、むしろ自己研さんが悪者になりかねないと思うのですね。勤務時間以外の研修をどんどん行わせることによって、残業時間もつかない勉強を負担にさせてしまうのではないかという懸念もあるので、この自己研さんの位置づけが、働き方改革との関係で実際どういった形で行われているのかしら。WEB視聴なんかを休日とか時間外にやらないと間に合わないような状況になっていないか、ちょっと心配でした。その2点を教えてほしいと思います。

統括指導主事(清水) まず、1点目の主体的に学び続ける教員の育成の訪問型の養成研修ということなのですが、これは学校から校内研究ですとか、授業についての要望といいますか、要請をいただいて済美教育センターの指導主事ですとか、会計年度職員ですとかを派遣して学校に行って指導をさせていただくということになっております。

それから、2点目のご質問ですが、こちら動画を作成しておりますが、これも集合型研修ですと移動時間等がかかってしまうのですけれども、そういった時間をなくして、平日の勤務時間内にも見られるようにしているものでございます。

済美教育センター所長 すみません、訪問型養成研修、具体的にというところもあったかと思うので、少し付け足しをさせていただきますと、多いのは、本当に教員が国語の授業で困っている、道徳の授業で困っている、そこについて自分たちでこのように考えているのだけれども、こういう授業でいいのかについて指導してもらいたいという、本当にあしたの授業というもののから、あとは評価の仕方、考え方ですとか、それから生徒指導提要が新しくなったということで、改めて生徒指導について話を聞いて学びたいという広いものまで様々ご要望をいただいているところです。以上です。

教育人事企画課長 先ほどの2点目の部分、働き方ということもございますので、確かに研修として義務感としてやられている先生方と、自主的に、やはり子どもたちのために、自分のためにということやっていたら先生方と両面あるかと思います。働き方の改革、いわゆるそこに時間を割くことについての負担感、やはりこれは取り除

いていかなくてもならないと考えておりますが、先生方の無理のない範囲で、そういった研修は行っていただいたほうが、先生方の心理的な負担、かえって軽減されるかなというところは認識しているところでございます。ちょっとお答えになっているかどうかというところがございますが。

あと、もう1点、先ほど伊井委員からご質問いただきました、点検・評価の部分について、申し訳ありませんでした、1点追加を。

意味として働き方の、いわゆる数字ではない部分についてのご質問はなかったのですが、人を増やすことについてのお話はいただきました。働き方改革として、人を増やすことについて管理が大変であると聞いたけれどもどうですかというお話をいただきました。副校長先生方の負担が増えてくることはありますが、人が増えることはそれなりに効果もあるというようなどころでお答えをさせていただいているところと、実際定数、先生方の不足はどれぐらい生じているのかというご質問もいただいておりますが、この時点では定数は埋まってはいますと。ただ、年度途中で、例年ですとだんだんと減っていった傾向がありますというところでお答えさせていただいているところです。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。

大川委員 どうもありがとうございます。1点目のところは、指導主事の先生が学校にどんどん行ってくださっているということで、杉並の学校教育がチームでノウハウを共有していることが分かりましたので、どんどん進めていただければ、子どもたちも学びが進むかと思いました。

あと、2点目の方の働き方改革の関係でも、やはり余裕がなければ勉強を自分からすることにならないのは、子どもも私たち大人も一緒だと思いますので、そういった意味で、余裕ができて勉強したいなと思った時に研修できるような環境をもっとどんどん整えていただければと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかに。

伊井委員 今、せっかくご説明いただいたので、志々田先生の方の2番の区立学校における働き方改革の推進のところに、くしくも今おっしゃっていただいたような内容が書いてありまして、「教員の代替で職務を行うサポーター(助っ人)を増やすことでは解決しない」からの文章

ですけれども、業務を明確化するという辺りですね、「人材をそこに充てていくという発想を進めていくことが重要になるのではないか」。まさにここは、人がいることもすごく大事なことですし、実際に学校でこうやって副校長先生のお手伝いをしてくださる方とか、人を配していただいていることで、本当に助かっているというお話も耳にいたします。その一方で、先生にしかできない職務というあたりで、それ以外の職務のことも明確化しながら、その明確化に当たっては是非現場の先生方のお話も伺いながら整理していただけるといいのかなと思います。今後に向けて大変期待できるなと思いましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょう。

前田委員 お二方にお話しいただいたこともすごく共感するところなのですが、まず、これはすごくいろいろな事業について書かれていまして、皆さんがこういうことにご尽力されているのだということにとっても関心を持ちましたし、もっとゆっくりお話を伺いたい、一つ一つ伺いたいなと思いましたので、是非また別の機会にでもお話ができるとうれしいなと思っております。

ちょっと個別に入るのですが、移動教室のところなのですが、この間、運動会に行った時に校長先生から伺って、白樺湖を今回初めて行き先として入れた中で、なかなか難しかったことも出てきたというお話もあったと思うので、そういうところも、ちょっと今回のこの場でなくてもいいのですが、どのように進められて、どんな感じだったかということのを是非お話しできる機会があるといいなと思っております。今回、これはよろしいかと思っております。

あと、先ほどの働き方改革のところに関しては、教員の仕事はすごく難しいと思う点が、やはり子どもの教育とか学びにつなげようと思った時に、いろいろなところに関心が向いて、例えばテレビを見ていても、これは子どもとこんなふうに見たいとか、そういうふうに出てくるものがたくさんあると思っていて、なので、勤務時間の中にやるというのは収めにくいお仕事なのではないかなと思っています。それを先ほど松尾さんからもありましたけれども、負担感を持ってやる方と、主体的にやる方といらっしゃるころだと思うのですが、その一つの鍵が多分やはりやらされているとか、あとやらなければいけないとか、自分に裁

量がないとどうしてもやらされ感が出てしまうかなと思うので、今回研修とかをWEBで受講できるようにということで、自分で選択してどのタイミングで見ようかなということがまず選べるということは、一つのステップとしてはとてもよい施策だなと思っておりますので、是非先生方が自分はこれを学びたいなとか、こういうことをもっと知りたいなということが、手が届くところにいろいろなものがあったり、そういう環境を作って差し上げられるといいのかなと思いましたので、引き続きやってもらふことばかりというよりは、先生たちが喜んで選択しながら学んでいけるような環境を作っていただけたらいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 これは例年この時期に提出して、大体4定に報告するという流れの理解でいいですか。

庶務課長 そういう流れでございます。

教育長 そうしたら、次年度以降なのですけれども、多分この中身について、教育委員さんもすごく興味関心が強い部分ではあるので、これだけで1回分ぐらい教育委員会を取って、各所管から具体的にどういう評価をしたのかという詳しいご説明をいただいて、なおかつ学識からはこういう意見があったという、そんな段取りでご説明いただくといいのかなと。これは次年度以降の検討事項として是非記録に残していただければと思います。

庶務課長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第68号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第68号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告案件に移りますが、報告事項の1番「四宮小

学校等校庭での釘等の発見と今後の対応について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 昨年の４月に荻窪小学校におきまして、校庭のくぎで子どもが十数針縫うという事故がございました。この事態を受けまして、昨年度学校における緊急点検に併せて運用面の改善等を図るとともに、外部委託により金属探知機を使って感知したところについて、10センチまで掘って金属物について撤去をするという作業を行ったところですが、先月、９月になりまして、四宮小学校の校庭からくぎ等が新たに発見されたという事態を受けまして、これまでの経過や対応状況についてのご報告でございます。

まず、１番で、四宮小学校での主な経過を記載してございますが、最初に見つけたのは９月８日日曜日、こちらが校庭開放で使っていた少年サッカー団体の方が見つけて、サッカーグラウンドの中を全面的に子どもたち含めて見て回ったところ、12本のくぎ等が見つかって除去をしたと。学校の方でも、やはりもう一度点検をしようということで、17日の火曜日に放課後教職員で集まれる時に目視で点検を行ったところ、この時はグラウンドの外側の周辺部中心だったと聞いていますが、更に11本のくぎ等が新たに発見されたと。

こうした状況で、教育委員会の方にも報告がございましたので、教育委員会としても実態を把握するという事で、21日の土曜日に区の職員で異物の調査を改めて行ったところ、40本また新たに見つかったと。これらにつきましては、多くは古くさびているという状況もありまして、この１年間で新たに埋めたというよりは、昨年の探知機による調査では取り切れなかったものが残置していた可能性が高かったという状況でございました。

こうした状況を踏まえまして、他の学校においても同様のことがあるのではないかとということで、２番のところに３つの取組について記載をしておりますが、まず、９月24日までに学校における目視での緊急点検を行いました。こちらで、四宮小学校以外で９校、50本のくぎ等が新たに見つかったと。さらに、教育委員会としても、翌日から10月16日にかけて、区の職員で再度念のために校庭の点検をしようということで、鉄製のトンボ、いわゆるレーキで表面の化粧砂をかき分けると硬い地面が見えてきます。そこを１、２回、かくような形で、硬いもの

があるとひっかかりますので、そういった形で表面に出つつあるようなものをしっかり点検をして取り除いたというところで、47の小・中学校で966本見つかったと。

それから、この①のところで多かった学校3校、四宮小、荻窪小、それから西田小につきましては、それらの対応に加えまして、金属探知機を使いまして、もう一度地表面近くの調査を行ったところ、985本があったという状況でございました。各学校の内訳等は別紙の方に詳細記載してございます。

裏面の方で、今後の対応等につきましては、現在のところ、今年になって新たに事故等が発生している状況ではございません。また、金属探知機で更に地中内に残置している可能性は、他の学校についてもまだ残っていると言わざるを得ない状況かと思っておりますが、使用に当たっては、学校における日常の点検等に加えまして、教育委員会の職員中心に鉄製のトンボによりまして、くぎ等は着実に除去しているということで、当面の使用には問題ないと考えてございますが、しかし、長期間使ううちにまた露出してくる可能性も考えられることから、鉄製レーキによる表面調査を今後継続して行っていくということで、今後、第4回の定例会において補正予算を提出しまして、年度内、それから一部は来年の5月頃にまた、春の運動会のシーズンがございますのでその前に、もう一度点検をしていくということで考えてございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

前田委員 確認なのですけれども、去年は外部委託によって、全校金属探知機を使って確認しました。だけど出てきた学校があって、それで、トンボでかき分けて確認したり、あと多いところはまた金属探知機を使っているということですよね。金属探知機は、何かちょっと見ると1.5メートルぐらいは確認できるということなのですが、全校やったのにこれだけ出てきているというのは、どういう理由が考えられるのでしょうか。

学校整備課長 1.5メートルまで、かなり数十センチは感知できるのですが、感度を強くしてしまうと、その下のガラ等も含めて鳴りっ放しになってしまって、感知が実際にはできないという状況がございます。

ある程度感度を弱くして、10センチ、15センチぐらいまで探知できるように設定してやるのですが、その場合でも実際やってみると、感知をしたりしなかったり、当てて音が鳴ったり、あるいは次、当てても鳴らなかったり、もう1回当てるとまた鳴ったり、そういう感知の精度の問題、くぎも必ずしも大きいものでもありませんし、また、さびているとなかなか感知もしづらいとか、そういったところがあったのかなと。それから、人によって感知をしていくのですけれども、何人かでしっかり漏らさないようにということではかなり丁寧にやっていたのですが、それでもどうしても漏れているところがあったのかなという状況が分かってきている状況です。

学校整備担当課長 校庭につきましては、スプリングラーというか、校庭散水の設備も入ってございます。そういった配管類が鉄管で入っていたりですとか、いわゆるくぎ以外のやはり鉄の部材を拾ってしまうということもございますので、なかなか完全に取り切るとというのが困難についてはあれなのですけれども、難しい状況にはあったのかなと。

あと、金属探知機を当てた際に、例えば地中に3本ですとか10本ですとか、本数が出ればいいのですけど、やはり鳴ったところで掘り起こして除去します。それで次にどんどん進んでいくわけですが、その時に例えばそこに5本あったものを1本しか除けない時は4本残ってしまうわけなので、そういった難しい点もあったのかなと分析しているところでございます。

前田委員 ありがとうございます。というと、今後でいうと、トンボでの確認が主になるということですか。

学校整備課長 金属探知機につきましては、特に荻窪小については、昨年事故があったということも踏まえまして、昨年度も何度か既にやっていて、学校でも金属探知機を買って学校でもやっていると。今回も改めて2回、3回やっているのですが、それでも再度やると20本とか出るという状況がありまして、金属探知機を何度も丁寧にやっても完全に取り除くのはなかなか難しいというのが分かってきています。

先ほど申し上げたように、探知機は地中にあるものを探知してということなのですけれども、やはり何よりも確保しなければいけないのは子どもたちの安全というところで、地表に浮いてきているもの、突出しているものがないかどうかというのを確実に撤去するというのを第

一に考えた時に、レーキによる調査というのは有効であろうということで、今回も数百本とか千本近く取れていると、そういったところも踏まえて、これが当面の対策としては有効だろうということで考えている状況でございます。

前田委員 ありがとうございます。結構子どもたちが走り回ったりするので、結構掘れるだろうなと思っているので、表面だけというより、やはりさっきの10センチ、15センチというところも割とすぐ出てきてしまうのではないかなということをととても心配しております。

是非もうちょっとよいやり方がないのかというところも、多分これはほかの自治体も同じようなことを多分抱えていらっしゃるのかなと思うので、何かいい参考になるものがあればなと思っております。引き続き、ご対応よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 今回の件について、tetoruとか区のホームページで迅速に発表していただけたのはよかったと思いました。もう一度発見したという時と当面の経過というか、それをきちんと発表していただいて安心した面がありました。これからもそのように続けていただきたいと思います。

あと、その中で何かご不明のことは教育委員会にというところも最後にありましたけれども、その発表した後で、保護者の方や学校関係者の方から何か連絡とか不安の声があったのか、もしあったとしたらどういうことが多かったのか教えていただければと思います。

学校整備課長 ありがとうございます。問合せとしてはそれほど多くなかったのが実際でございますが、やはり昨年度、委託によって取り除いていたはずなのに何でなのだという事ですか、あるいは追加でまた経費をかけることになるというかがなのかというご指摘のご意見は幾つかありました。

大川委員 どうもありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、特にご意見がないということで、1番についての審議は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の2番「学校運営協議会委員の任命」につきまして、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回、任命するのは中学校2校、3名となっております。任期は令和6年11月1日から令和8年10月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、2番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項の3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは令和6年9月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告をいたします。

9月分の合計は全体で24件でございます。定例・新規の内訳は、定例が22件、新規が2件となっております。共催・後援の内訳は、共催が3件、後援が21件でございます。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

伊井委員 すみません。ちょっと触れておいたほうがいいかなと思うところなのですが、8ページのところに東京女子大学の新規の事業のことがございますが、先だって三谷小学校の運動会、スポーツ大会に伺った時に、継続的に特別活動について卒論を書くということで、東京女子大の学生さんが写真を撮ったりいろいろ取り組んでいらして、そういう近隣の大学であったり、学校であったりとの連携で大変助かっているというお話を伺いましたので、ご報告方々、杉並区の中にある大学であったり幾つかありまして、いろいろなところで連携できていると思いますけど、今後ともそういったつながりを広げていっていただくといいのかな。継続的にほかに取り組んでいることもありますので、そういったことも継続的に、また子どもたちの関わりとして、また学校の先生方との関わりとして深めていっていただくいいかなと思いますので、ちょっとご報告方々申し上げました。

庶務課長 ありがとうございます。何かありますか。大丈夫ですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、3番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項の4番「令和6年度『杉並区中学生海外留学事業（第12期）』の実施報告について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 今年度も8月にオーストラリア連邦ウィロビー市、杉並区の交流自治体であるウィロビー市に中学生とともに行ってまいりましたので、その内容についてご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

2番「目的」ですけれども、現地校での授業体験や課題解決学習、ホストファミリーとの交流などの体験活動を通して、グローバル社会の中でたくましく生きるために、豊かな人間性や国際感覚、英語によるコミュニケーション能力など、必要な資質・能力の形成を目指すということで行ってまいりました。

実施期間については、資料をご覧ください。

派遣団ですけれども、今年度は区内在住の中学生22名と行ってまいりました。選考への応募総数は176名でしたが、その中から22名、一緒に行ってまいりました。

引率者は、資料に載っています6名となっております。

現地での活動ですけれども、裏面にはカレンダーに沿ってその内容を示させていただきましたが、この資料の5番で主な内容としてご紹介させていただきますと、まずは現地校生徒との交流及び現地校体験、それから、6日間のホームステイを行いました。また、一人ひとりの生徒が自分で定めたテーマに基づき課題研究も行ってまいりました。また、ウィロビー市長、それから在シドニー日本国総領事館を訪問し、いろいろなお話も伺い、学んでまいりました。

これらのことにつきまして、6番「成果報告会」ですが、11月16日の土曜日に久我山会館で生徒一人ひとりが報告する時間を設け、皆様にご報告させていただく予定ですので、もしご都合がございましたらご参加いただけたらと思います。以上です。

庶務課長 ただいまの報告、説明につきまして、何かご意見、ご質問ご

ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

前田委員 報告ありがとうございます。これはウィロビー、12期ということで、12回重ねていらっしゃると思うのですけれども、お子さんたちの報告会がこれからあるので、お子さんたちの声をお聞きできると思うのですけれども、この事業を見た時に12回重ねているという中で、何か変化が見えていることとか、前回と違ったこととか含め、あとは、こうだったらいいなみたいな、そういうところの何か所見があったら是非お聞かせいただきたいのですけれども。

済美教育センター所長 今のお話に全て答え切れるかというところはあるのですが、やはり始めた当初からいろいろな事情によって改良したりですとか、逆に費用の高騰などによって日数が短くなったりと、様々な変遷をしてきている中で、まず私が数年前に一度参加をして、ここ一、二年参加をしてきて、子どもたちの様子として変わってきているなと思うことは、昔は応募する生徒さんたちほとんどが海外経験というものがないで、本当に初めてですというお子さんが多かったのですが、今は多少なりともご家族でご旅行に行かれていたり、またお仕事の関係で実際に小さい頃住んでいたという生徒さんも随分増えてきたなという中で、もちろんそうはいってもみんなときどきしながら行くのですが、それでも少し違ってきているかなということは感じております。

それから、やはり回数を重ねていく中で、どの体験も本当に子どもたちにとって新鮮なわくわくする体験なのですが、子どもたちの様子を見ると、やはり現地校体験が何より一番貴重なかけがえのない時間になっているのかなというところでは、今後に向けて、そこを大事にしていくような在り方を考えていくのが一つの方向性かなと考えたところです。以上です。

前田委員 ありがとうございます。ちなみにこの現地校はもう同じ決まった学校になっているのですか。

済美教育センター所長 基本的にはもう同じ学校にずっとお願いしております。コロナ禍等特殊事情でいつとき変わったこともありますが、男子校、女子校、それぞれ同じところをお願いしております。

前田委員 ありがとうございます。そう思うと、現地校ももう10回ぐらい訪ねてもらってきている中だと思うので、リクエストとしては、是

非現地校の方が杉並の子どもたちを受け入れている中で、現地校の子どもたちとの交流があると思うので、あちらの方たちがどう思っているのかというのはお聞きできたら面白いな。そうすると多分子どもたちも自分が行って得ることだけじゃなくて、あちらにとってこういうことを提供できているという、すごく実感のある滞在になるかなと思うので、何かどんな形になるかあれですけども、是非現地校の向こうの方たちの感想とか共有いただけると、すごくこの事業の見え方も変わってくると思うので、共有いただけるとうれしいなと思います。

済美教育センター所長 いいアイデアをいただきましたので、考えていきたいと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようでございますので、4番について質疑は以上でございます。

続きまして、報告事項5番「宮前図書館外8施設における指定管理者候補者の選定結果について」、中央図書館長からご説明申し上げます。

中央図書館長 ご報告いたします。宮前図書館外8施設における指定管理期間が今年度末で満了することから、改めて令和7年度からの次期指定管理者候補者を選定いたしましたので、ご報告いたします。

資料記載のとおり、3つのグループに分けて公募型プロポーザル方式により募集しましたところ、各グループに対し、それぞれ1事業者から応募がございました。それを受けまして、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置した5名の委員から成る選定委員会で審査を行い、1番、宮前図書館外1施設につきましては、TRC・大星すぎなみグループを、2番の成田図書館外2施設につきましては、株式会社ヴィアックスを、そして、3番目の南荻窪図書館外3施設につきましては、TRC・丸善・大星すぎなみグループをそれぞれ指定管理者候補者として選定いたしました。

この各事業者につきましては、現在、それぞれの施設を指定管理者として管理運営している事業者でもあります。

2枚目になります資料裏面の選定結果でございますけれども、5月に選定委員会を設置いたしまして、6月から7月にかけて公募して、9月に第一次審査、そして10月に第二次審査を行いました。

続きまして、その別紙をご覧ください。どの事業者とも第一次、第二

次審査ともに得点割合は60%を超え、第一、第二次審査の合計の割合につきましては、1番につきましては78.9%、次の2番につきましては、84.6%、そして、3番につきましては、79.1%となっておりますので、この結果をもってそれぞれの事業者を指定管理者候補者として選定したものでございます。

資料の2枚目裏面にお戻りください。

次期指定管理期間は、記載のとおり令和12年3月までの5年間になります。

今後の主なスケジュールですが、議案を11月の第4回区議会定例会に提出いたしまして議決を経た後、来年の4月から改めて次期指定管理者として管理運営を行うことになります。

説明は以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。

伊井委員 ありがとうございます。いろいろ選定の過程の中で大変なこともあると思いますが、区民の方々は図書館を大変楽しみに使っているのはよく存じ上げているので、1点だけ。基礎的なことを聞いてしまって大変申し訳ないのですが、TRCさんと大星すぎなみグループさんというのが1番の宮前のところで決められていて、3番もTRCさんと大星さん、あと丸善さんが入っているというのは、少し業態が違うということなのでしょうか。

中央図書館長 実は丸善さんはずっと今川図書館を業務委託でやっているという経過もございますのと、それからTRCと丸善さんは同系列のグループ内の会社であるのです。そういうところもありまして、より親密性が高いということで、ここのところについては、特に1番と違った形でのグループ構成になっているということでございます。

伊井委員 区の図書館に関して、本当に地元の方からも期待値も高いと思うので、今後ともよい拠点になるといいなと思っております。よろしく願いいたします。

中央図書館長 ありがとうございます。あと1つ、今回のポイントで、地域とどれぐらい密着しているかということで、そういうところが高い評価になっているところもありますので、今後そういうのもまた更にバージョンアップしていただくことを期待しているところでござい

ます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

前田委員 私もちっと基本的なご質問なのですが、大星ビル管理って入っていますけれども、例えばTRC・大星すぎなみグループといった時には、この2社はどういう仕事の割当てになっているのですか。ビル管理の方がビル系を見たりとか、そういう感じなのですか。

中央図書館長 主に図書館業務、その部分につきましてはTRC、図書館流通センターがやるのですけれども、今おっしゃったようにビル側で大星の方は手広くやっているところなので、館の管理、清掃も含めて、そういうところを一手に担うというか、そういう役割分担をしているところでございます。

前田委員 なるほど、貸出業務とあと本当に清掃とか整備とか、そういうところに入るという。

中央図書館長 建物を全部管理するというのが、主になります。

前田委員 なるほど、ありがとうございます。そうすると、ヴィアックスさんというのは、もう丸っとその中に全部役割が入っている感じなのですか。

中央図書館長 ヴィアックスにつきましては、基本的に図書館の業務をやっているのですけれども、それ以外は委託という形でやっている。TRCもヴィアックスも図書館を本来やって、それ以外と施設管理をJVという形でグループ化してやるのか、それとも委託でやるかの違いになります。

前田委員 再委託しているという形なのですね。分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項5番につきましては質疑は終わります。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、11月13日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第56号「杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

私から内容を説明させていただきます。

区では、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する職員を対象とする部分休業制度を導入しているところでございます。この度、小学校就学後の子どもを養育する職員の仕事と育児の両立をより一層促進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業制度を補完することを目的として、子育て部分休暇を導入することといたしました。

このことに伴いまして、関係する条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うこととしておりまして、第1条、第3条及び第4条において、教育に関する条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

始めに、第1条による「杉並区職員の育児休業等に関する条例」の一部改正につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表、1ページをご覧ください。

第15条におきまして、子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うこと等を定めてございます。

次に、第3条による「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましてご説明申し上げます。新旧対照表の9ページの下の方をご覧ください。第18条の2の次に、新たに18条の2の2を加え、教育委員会が幼稚園教育職員に対して子育て部分休暇を承認すること等を定めるほか、第11条において、所要の規定を整備するとございます。

なお、子育て部分休暇は、幼稚園教育職員の満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子どもを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合において、1日の勤務時間の一部において取得できる休暇となっております。

続きまして、新旧対照表の13ページの下になりますが、ご覧ください。

第4条、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございまして、幼稚園教育職員と同様に、第19条の2の次に、新たに第19条の2の2を加えるほか、第11条における所要の規定を整備してございます。

最後に附則でございます。議案の表紙から3ページお進みいただきまして、施行期日を書いてございますが、この条例は施行期日を令和7年4月1日としてございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前田委員 ちょっと確認ですけれども、先ほどいただいた補足資料によりますと、都のことではなくて、今回は区のルールだということで理解しました。そうすると、都費職員と区費職員との違いが出てくるという認識で合っていますでしょうか。

教育人事企画課長 おっしゃるとおりでございます。都費の教員については、こちらの条例については適用されないという状況でございます。

前田委員 すごく踏み込んだとてもよい施策だなと思っております。私も子どもが小さい時、時短勤務というのをやりまして、少し短めの勤務をして子どもを育てながら仕事をしたので、本当にそういう子どもが小さい中お仕事と、特に先生のお仕事は朝も早かったり、結構お忙しいところがあると思いますので、それが適用するのはすごくよいことだということと、あと、周りの方たちにそのしわ寄せみたいな形がいくと、どうしてもぎくしゃくしてしまうところがありますので、是非そこら辺、うまくいくといいなと思っております。

1点、ちょっと質問なのですけれども、先ほどちょっと事前にお伺いしたところ、1か月大体こういう感じで、例えば1日に2時間という話だったと思うのですけれども、大体来月はこういうふうにとるという話なのですが、例えば当日になったり、ちょっと数日前に変更す

ることがあるというお話があったのですけれども、こういう時はどういうプロセスでそれをお知らせして、承認という感じのプロセスになるのでしょうか。

教育人事企画課長 こちらは1か月単位でまずは申請をしていただいたあと、その後、その1か月の間で日取りで、例えばこの日は勤務ができるようになりましてということは変更が可能です。その変更の方法なのですが、いわゆる給与減額整理簿というものに記載をしていただいて、それについての変更というものを副校長に出していただきます。その副校長が承認をするという手続で、その日ごとに細かくといったらあれですけれども、申請ができるようになっております。

前田委員 これは会社もそうなのですけれども、休暇の申請と承認って結構難しいのですよね、すごく手がかかって。実は、サイボアズは申請というのをやめまして、もうみんな自分でちゃんと自主的に仕事をしているということで、共有したら終わりという形で、特に承認を待たずに、もちろん全員がどういう勤務をしているか確認できるようにはなっているのですが、まず承認されないとそれが実施できないみたいな形になってしまうと、とにかく副校長が判を押すだけみたいになってしまってあまり意味がないということがよく出てくるので、そういうところの運用、すごく細かにできるという反面、その運用プロセスを上手にしていかないと、使いたいのに使えないみたいなことにならないかがちょっと心配だなと思ったりしたのですが、今のところ、ICTでできるような処理なのでしょうか。

教育人事企画課長 現在のところは紙ベースでの処理になっておりますが、令和7年度、来年度の中間、途中から、こういったシステムを電子でできるようにということで今、準備を進めているところでございます。

前田委員 多分承認する方が外にいてとか、そういう話もよく出てきて、承認が外からできるというのも大事になってくるかなと思うので、是非ネットワーク上でそこら辺がうまく運用できるように進めていただければと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

大川委員 今回の改正については、区の職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るためという趣旨で、とっても素晴らしいことだと思います。

ます。教えてほしいのが、介護についても同じような介護休業という制度が既にあるかと思いますが、それについて、介護の方向でももっと充実するような方針とか方法とか、予定というのがあれば教えてほしいと思います。

それから、あと実際に、今までのところで子育てについて部分休業を取っていらっしゃる実績とか、これからどれぐらいの人が活用しそうかとか、1日2時間ですよ、そうすると、大体朝取るのか、夕方取るのか、どういう制度の予定というか見通しで設計していらっしゃるのか、教えてください。

教育人事企画課長 介護については、こちらの改正については、区全体のいわゆる人事部での改正に伴い、区費教員と区の幼稚園教員、いわゆる子供園で勤務されている方々の改正ということになりますので、介護については区長部局の方とも確認を取らなければいけなくなってくるので、ちょっとこちらでは今お答えが難しい状況でございます。申し訳ありません。

部分休業については、これまで、幼稚園と区費教員合わせて1名の方が、実際今年度については使われている状況でございます。

あと、朝とか夕方、どちらにというお話については、こちら、それぞれの取得をされたい先生方がご自身で判断というか、どちらを取るかということで選択ができるような状況にはございます。

大川委員 ありがとうございます。今、子供園1名ということで、もっと使ってもらえるような方向がいいと思いますし、同時に保育園とかが充実しているから使う場面がないのかしらとも思いますね。ただ、使えるような選択肢を広げることの方が必要だと思いますので、これからもよろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第56号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第56号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2の議案第57号から議案第5の議案第60号までについてでございますが、いずれも契約の一部変更に関する議案となります。契約金額の1割を超える変更であることから、改めて区議会に付議する必要があるというものでございます。

まず、議案第57号、58号及び59号の「議会の議決を経た契約の一部変更について」につきまして、高円寺図書館等複合施設の工事に関する契約として関連がございますので、一括して上程をいたします。中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 議案第57号、議案第58号及び議案第59号「議会の議決を経た契約の一部変更について」は、令和4年第3回区議会定例会において議決を経た杉並区立高円寺図書館等複合施設建設工事におけるこの関連工事に関するものでございます。本3件につきましては、工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇等によりまして、契約の変更の必要が生じたほか、電気設備工事及び空気調和設備工事におきましては、工期延長による経費の計上が必要なため、議決を経た契約金額から、電気設備工事におきましては、これは第57号になりますけれども、3,951万円余、そして、58号は給排水衛生設備でございますけれども2,358万円余、そして、59号につきましては、空気調和設備工事におきましては3,355万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。議案の朗読は省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第57号から59号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第57号から59号までにつきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第5、議案第60号、こちらは高井戸小学校の工事案件となります。「議会の議決を経た契約の一部変更について」を上程いたします。学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 議案第60号「議会の議決を経た契約の一部変更について」でございますが、令和5年第3回区議会定例会におきまして、議決を経ました杉並区立高井戸小学校増築建築その他工事に関するものでございます。

本件につきましては、工事着手後に労務単価及び資材価格の上昇によりまして契約変更の必要が生じたこと、また、工事を進める中で想定外の地中障害の撤去等に伴いまして、工事内容を変更する必要が生じたほか、工期延長による経費の計上が必要となったため、議決を経た契約金額から7,304万円余増額したものでございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

大川委員 これの資料を見ると、地中埋設物が出てきたことによる工期の延長があるということなのですねけれども、どのようなものが出てきたのか、それから、地中埋設物等が出てきた原因などによっては、場合によると第三者に対する責任追及とかそういったこともあり得ると思うのですが、そのあたり、経緯、今後の見通しなどあれば教えてください。

学校整備担当課長 地中埋設物で出てきたものに関しましては、旧校舎の基礎が地中に埋まっていたということがございました。あともう1点、高井戸小学校におきましては、道路と敷地に高低差が南側にございまして、それに伴う外構に使ってございました階段が地中の中に埋まっていたという状況がございました。当然その撤去に伴って工事費の増額と工期延長に伴う増額が発生したところでございます。

それに伴ういわゆる瑕疵担保と申しまししょうか、そういったところにつきましては、ちょっといつの時代のいわゆる基礎ないしはその外構だ

ということが明確になりませんので、そういったあたりなかなか迫及することが難しいということで考えているところでございます。

大川委員 ありがとうございます。解体工事業者とかの取り残しとか、そういったことは想定できないのですか。

学校整備担当課長 基本は地中には何も残さないというのが原則なのですけれども、例えば近隣への影響等を考慮して地中に残して、いわゆる新しい校舎を建てる上で支障とならない箇所については残置するというケースもございますので、そういった中で残した可能性というものもゼロではないのかなと考えてございます。

大川委員 分かりました。ありがとうございます。私も若干そういった件は事件として経験がありまして、地面の中から何でもかんでも取り除かなければならないということには実務上もなっていないし、裁判例でもなっていないので、そのあたり理由があって残置されたものなのであれば、致し方ない延長なのかなと思います。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 今のお話だと、私も詳しくないのであれなのですが、それはよく残されることであって、残していることがちゃんと引き継がれていれば問題なかったみたいな、そういう感じですか。

学校整備担当課長 そうですね。解体を行った際に、いわゆる竣工図という形でこういったものが残っていますよということをきちんと継承していくということはちょっと大事なのかなと考えております。私、施設整備担当課長も兼務しておりますので、そこは今後しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

前田委員 多分何十年後かの方たちが困ることなのかなと思ったので、是非いい形で残していただきたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第60号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第60号につきまして

は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、議案第61号「令和6年度杉並区一般会計補正予算（第6号）」を上程いたします。私から内容について説明を申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、議案を2枚お進みいただきまして、補正予算概要の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の5事業につきまして、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

順番が前後いたしますけれども、まず、表の3番目、中学校の運営管理についてでございます。こちらの事業、備考欄に記載のとおりでございまして2つの内容、先般、採択いただきました教科書採択による教師用の指導書の購入及び区立学校等における金属物除去に係る経費を合わせた補正額となります。

このうち、教科書採択による教師用指導図書の購入について、最初にご説明を申し上げます。

本件は本年8月7日に開催されました教育委員会において採択されました中学校の教科用図書に対応する指導書及び指導者用のデジタル教科書を購入するというものでございます。指導書は、教科用図書の発行者が発行する教員向けの図書ということでございまして、指導のポイント並びに補助資料が記載されているものとなっています。

また、指導者用デジタル教科書につきましては、電子黒板等を利用した授業で活用していくソフトウェアになってございます。

いずれにつきましても、各教科の指導の充実を図り質の高い授業を展開するということに必要不可欠となっております。

このため、中学校の運営管理につきまして、記載の7,689万1,000円のうち6,524万円を今回の区立中学校分として、全教科、各教科書に対応した指導書を1冊ずつ配布するために857冊を購入する経費、また、指導者用のデジタル教科書のライセンスを購入する経費として計上しているものでございます。

続きまして、表の1番目に戻って、学校跡地活用事業、2番目の小学校運営管理、3番目、中学校の運営管理、そして5番目の科学の拠点等の維持管理について、それぞれに区立学校等における金属物除去に係る経費を計上してございますので、改めてご説明をいたします。

こちらにつきましては、先ほどご報告申し上げました四宮小学校の校庭でくぎ等が発見されたことを受けまして、区職員、更にはグラウンド業者による校庭の調査を行ったところでございますが、さらなる校庭の安全の確保に向けまして、小学校35校、中学校18校、旧校庭2施設の計53校、2施設において、鉄製レーキ等による校庭の表面調査を委託するものでございます。このため、学校跡地活用事業である68万6,000円、2番目の小学校の運営管理で2,193万1,000円、3番目の中学校の運営管理費は7,689万1,000円のうち、1,165万1,000円、5番目の科学の拠点等の維持管理で38万4,000円を補正予算として計上してございます。

続いて、表の4番目、図書館運営についてご説明をいたします。令和7年4月に旧杉並第八小学校跡地に移転開所いたします高円寺図書館につきまして、運営事業者が現施設の業務を引き継ぎ円滑な運営を開始するため、令和7年1月から3月にかけて開設準備を行います。このため、業務に要する経費1,560万3,000円を補正予算として計上してございます。

それでは、続きまして2ページ目をご覧ください。今回の補正により1億1,549万5,000円を増額し、補正後の教育費の総額につきましては、250億7,558万円となっております。

歳入歳出予算の補正については以上でございます。

議案を1枚お進みいただきまして、3ページ目をご覧ください。

上段の表については、繰越明許費の補正となっております。こちらは先ほど補正予算でご説明申し上げた校庭の表面調査を委託することにつきまして、小学校35校、中学校18校の計53校を令和7年2月から調査していくこととなり、年度内の履行が困難なことから、小学校の運営管理で2,193万1,000円、中学校の運営管理で1,165万1,000円を繰越明許費として設定するものでございます。

続きまして、下段の表、債務負担行為の補正でございます。表の1番目と2番目、小学校の移動教室及び中学校の移動教室に関する債務負担行為でございます。

本件は移動教室で利用する貸切りバスの借上げのために設定するものです。移動教室の実施については、バスが必要不可欠になってございますが、近年、インバウンドの需要拡大、更に2024年問題等によりまし

て、バスの需要に供給が追いついていないということで、早期にバスを確保する必要があるとございます。例年より入札を早めるため、小学校、中学校合わせて8,800万円を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。

続いて、表の3番目以降、図書館運営に関する債務負担行為でございます。高円寺図書館につきましては、令和7年度から9年度までの3年間にわたり、指定管理者による管理運営を行うこととしておりますので、そのための経費3億5,100万円を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。加えて、宮前図書館外7施設につきましては、令和7年度から11年度までの5年間にわたり、指定管理者による管理運営を行うこととしておりますので、そのための経費として、宮前図書館においては5億1,300万円、成田図書館については4億5,500万円、阿佐谷図書館につきましては4億9,800万円、南荻窪図書館につきましては4億5,700万円、下井草図書館におきましては4億5,600万円、高井戸図書館におきましては5億6,800万円、方南図書館においては4億5,300万円、今川図書館においては4億2,700万円をそれぞれ債務負担行為の限度額として設定するものでございます。

以上で補正予算についての説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、今の説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前田委員 金属のくぎの件ですけれども、これは先ほどの資料で2月から5月まで実施すると書いてあった件がこれの補正予算ですか。

学校整備課長 はい、そうです。小学校、中学校については、数が多いので、2月、3月だけでは天候の可能性もありますので、回り切れないだろうということで、繰越明許を含めて2月から5月にかけて年度またぎでやると。そのほか旧杉四、それから新泉につきましては年度内に終わるということで、今年度予算で行うと、2月、3月で行う、そういう予定でございます。

前田委員 ありがとうございます。これはイメージとしては、1回それぞれ学校でやるという感じですか。

学校整備課長 2日間かけてレーキがけをしっかりといただくとともに、校庭の整地をその後しっかりといただいて、当面の使用に耐え

られるようにしていただくと、そういう委託を考えているところでございます。

前田委員 では、ふだん学校の先生たちがやっていらっしゃったり、職員の方がやっていらっしゃったもの以上のものを委託してしっかりやっていただくということですね。分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。何かございますか。

ほかになければ。

では、議案の採決を教育長、お願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第61号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、先ほどご報告させていただきました図書館の指定管理者の案件につきまして、指定管理者候補者ごとに議案が分かれておりますが、次に申し上げる3議案を一括して上程いたします。日程第7、議案第62号「杉並区立南荻窪図書館外3施設の指定管理者の指定について」、日程第8、議案第63号「杉並区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指定について」、日程第9、議案第64号「杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指定について」、以上3議案について、中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 それでは、議案第62号、議案第63号及び議案第64号について、一括してご説明させていただきます。

これらの議案は地方自治法の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせるものを指定するものでございます。

まず、議案第62号「杉並区立南荻窪図書館外3施設の指定管理者の指定について」ですが、議案2枚目をおめくりください。

公の施設の名称は記載のとおりでございますが、今川図書館に併設のゆうゆう今川館の施設維持管理業務を指定管理者が一括して担っているという関係がございますので、公の施設にゆうゆう今川館を加えております。

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地につきましては、記載のとおりです。指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。

続きまして、議案第63号「杉並区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指定について」でございます。また、2枚目をご覧ください。

公の施設の名称、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、指定の期間につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、最後になりますが議案第64号「杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指定について」でございます。これもまた2枚目をご覧ください。

公の施設の名称、指定管理の名称及び主たる事務所の所在地、指定の期間につきましては、記載のとおりでございます。

それぞれの議案の朗読については、省略をさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま説明した内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

では、特にないということでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので一括して議案の採決を行います。議案第62号から64号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第62号から64号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第10、議案第65号「杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について」を上程いたします。引き続き、中央図書館長からご説明申し上げます。

中央図書館長 よろしくお願いたします。それでは、2枚目をご覧ください。

「杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について」でございます。

これは地方自治法の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせるものを指定するものでございます。

公の施設の名称、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。

指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、今の説明内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

伊井委員 先ほど審議させていただいたものに関しましては、指定の期間が令和7年から令和12年だったと思うのですが、今回のこの議案に関しましては令和10年というあたりの何か理由はございますでしょうか。

中央図書館長 これは先般、去年度ご審議いただいた、永福図書館もそうなのですけれども、初めて、新規の施設でやる場合は大体3年をめどにしてやらせていただいて、その間にいろいろなことが、どういうことが起きたかということ踏まえまして、次の時にそれが順当でいけば、また5年に広げていくということもございますが、最初の1回目ということで3年間とさせていただいているところでございます。

伊井委員 丁寧にお手続いただいてありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第65号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第65号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第11、議案第66号「杉並区立中央図書館サ

ービス業務受託者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。引き続き、中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 よろしく申し上げます。

議案第66号につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づきまして、教育委員会の附属機関としてプロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

それでは、2枚目をご覧ください。

委員会の名称は、杉並区立中央図書館サービス業務受託者候補者選定委員会。

設置目的は、杉並区立中央図書館のサービス業務受託者候補者の選定に関し必要な事項を調査審議するというものでございます。

設置期間は、令和6年11月1日から、サービス業務受託者候補者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、区に勤務する以外の者につきましては、筑波大学講師の松林麻実子さん、慶応義塾大学非常勤講師の中島玲子さん、元杉並区子ども読書活動推進懇談会委員の中山美由紀さんの3名にご依頼させていただくことになります。

また、区に勤務する者につきましては、教育委員会事務局次長、生涯学習推進課長の2名でございます。

私からのご説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないということよろしいでしょうか。

では、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第66号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第66号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。